

タックス・ヘイブンは無くなるのか

はじめに

1996年5月に開催されたOECD閣僚理事会において、有害な税競争が、投資及び資本移動について正常でない状態をもたらす効果及び国家の課税基盤に影響を及ぼすという認識が示され、OECD租税委員会は、その対策を検討し1998年までに報告を行うこととなり、有害な税競争についての検討結果を1998年4月に「有害な税競争」という報告書（以下「報告書」という。）にまとめて公表している。

OECD租税委員会は、2000年6月26日に閣僚理事会に対して有害な税競争の実態を特定化し、除去するための作業の状況について報告することになっている。同委員会は、2000年6月19日までに、六つの国又は地域から回答があったことを公表し、これらの国等は、2005年末までに、それぞれの国等の税制を改める等の措置を講じることをOECDに対して文書により回答している。この六つの国等とは、バーミューダ、ケイマン諸島、キプロス、マルタ、モーリシャス、サンマリノである。これらの国等は、報告書において有害な税競争の原因の一つであるタックス・ヘイブんに該当する国等である。

1 有害な税競争を阻止する理由

租税を徴収することは、その国における国家主権の発動である。したがって、ある国がどのような税制を立法化しようと、それはその国の自由であり、他国が干渉すべき問題ではない。しかし、経済のグローバル化及び金融等の可動性の高い産業の進展につれて、ある国（A国とする）が優遇税制を導入すると、他国（B国とする）から可動性の高い産業が移動してくることから、B国は、可動性のない産業及び消費等に対して課税する税構造となり、税負担における不公平が生じる。その他この報告書は種々の分析を行っているが、要は、税の引下げを行うことが、経済の活性化に寄与するのではなく、投資及び資本移動等に歪みをもたらすというマイナスの面が多いということである。

2 有害な税制とは何か

報告書は、有害な税競争をもたらす税制として、無税又は所得に対する名目的な課税のみを行うタックス・ヘイブんと、特定の所得に対する低率課税又は無税とする優遇税制を持つ場合、そして、適用される実効税率が他国よりも低い場合に分類している。

Topics of International Taxation

3 OECDの働きかけとタックス・ヘイブン等の反応

報告書は、ガイドラインとして凍結規定及び縮小規定を設け、OECD加盟国に対して、有害税制の新規創設及び既存税制の拡大等を禁止している。そして、縮小規定は、優遇税制を5年後までに廃止するとしている。そして、タックス・ヘイブン等への課税の強化、国際的協調の強化、タックス・ヘイブン国リストの作成、OECD非加盟国との会合等を通じての理解の促進等、OECDは種々の働きかけを行っている。

これに対して、今回公表された国等は、OECDの報告書ガイドラインに示された基準に準じて国内法を改正する方針を明らかにしている。

タックス・ヘイブンがなぜこのOECDの働きかけを了承して、ガイドラインに沿った提案を認めたのかは興味深いことである。推測すれば、例えば、ケイマン諸島は、タックス・ヘイブンとしては有名であるが、人口わずかに3万人であるが、国際金融センターとして著名であり、530以上の銀行があり、4,100億ドルを超える預金があるといわれている。

タックス・ヘイブン国等がこのような行動をとった背景には、OECDのアメとムチの政策がある。OECDの有害な税競争廃止に同意するタックス・ヘイブン国等は、OECD等の国際機関から種々の援助等を受けることが約束さ

れている。他方、OECDの意向に反するタックス・ヘイブン国等は、非協力タックス・ヘイブンとして一覧表に掲げられ、OECD加盟国は、この一覧表にある国等に対する課税等の強化を行うことになっている。このように、OECDは、加盟国ばかりではなく、非加盟国も含めて会議等を開催し、有害な税競争の弊害について各国に対して周知徹底を図り、国際協調の世論を形成したことが今回の動向における大きな要因といえる。

4 わが国への影響

OECD加盟国であるわが国の場合、既に述べたOECDの方針に従って、タックス・ヘイブンに対する課税及び税務執行の強化を行うことになろう。ただし、今後の推移がどのようになるのか不明の点もあり、わが国の動向は、タックス・ヘイブンに拠点を有するわが国企業にとって重要な関心事となろう。また、今後、上記のケイマン諸島等のようにタックス・ヘイブンでなくなる国等が増加する場合、今後の国際税務の各種のスキームに大きな影響が出ることになろう。

(注) OECD関連資料は、OECDのサイトより取得した (<http://www.oecd.org/>)。

日本大学教授

矢内 一好